

平成17年度三次市公共事業評価監視委員会【議事要旨】

開催日時 平成17年10月27日(木) 14時00分開会 16時35分閉会

開催場所 三次市役所 本館3階第6委員会室

出席委員 若井具宜委員長, 高井広行委員, 松岡真理子委員, 平田百合子委員, 山下俊明委員

市出席者 竹重博樹副市長, 建設部水道局フレッシュ水道室(堂本, 花本, 巳之口, 土山, 福永, 森本)
建設部水道局クリーン下水道室(瀧口, 船岡, 加藤), 総務企画部企画調整担当(高岡, 奥野)

1 敷地地区簡易水道拡張事業

Q 敷地地区片野の地元要望はあって動いているのか。賛成しない方はおられるのか。(地元同意の裏づけがないと費用対効果も信用できない)

A 合併前のアンケートで82%が同意している(地元負担金も提示した上で実施したアンケート)。もう1回アンケートをするし, 説明会もする。新市まちづくり計画にも記載されており, 旧吉舎町からは非やりたいということで引き継いだ事業である。

Q 給水負担金はコスト換算しなくて良いのか。

A 1戸52,500円の給水負担金は, 費用対効果計算に算入していない。将来的に敷地地区だけでなく簡易水道全体の業績として考えるため, 今回は計上していない。マニュアルでは入れないということになっている。当該地区の給水負担金は, 61世帯×52,500円=約320万円となる見込み。

Q 水道ができれば消防の便益も入ってくるべきではないか。

A 便益としてあげていないが, 大きい便益である。

2 簡易水道再編推進事業(遠方監視システム整備)

Q 現在の水質確認人件費210日×4時間の根拠はあるのか。大体こんなもんだろうでは通用しない。

A 平成16年度の維持管理日数と平均時間の実績数値を採用した。日誌で確認した。

Q 事前説明と比べて費用が約4000万円増えた理由は。

A 新たにシステム管理人件費3箇所分を計上した。

Q システム管理の維持費は3支所しかかからないのか。

A 保守点検費用は発生するが, 5支所に関してはシステム管理は不要。寺戸と北部・南部の各拠点の3箇所のみ(現在は各支所で維持管理費がかかっているが, システム整備後は3箇所のみということで便益が発生する)

Q 換算係数は水道協会のマニュアルか。

A はい。

Q 換算方法は他市を参考にしたか。

A 広島市を参考にした。

Q 昨年度, 断水はあったのか。

A ありました。濁水が出た。薬品とうまく混ざらなかつたり, 弁が働かなかつたりが要因。今年は断水

こそなかったが、給水車を出した。断水防止を便益としてあげるなら、毎年度断水がないとあげられ
ないが、毎年あるので便益にあげた。

Q 断水による浄水場配置に要する人件費・故障。洪水に要する費用はこれからもいるのか。

A いります。ただし、今は家庭の蛇口から濁水がでないと異常がわからない状態。システム導入により、
異常があった場合、家庭へ送水する前に浄水場で濁水に対応できるという点で効果が大きい。

Q 簡易水道施設はすべて管理委託するのか。

A 上水道は委託している。簡易水道もそのような状態にしていきたい。

Q 遠方監視システムの償却は何年か。償却費用は費用対効果の計算に算入しているのか。

A 10年償却である。毎年の費用は通信・電気料と人件費。償却費用は、水道協会のマニュアルに算入
するようになっていない。もし入れたら随分費用対効果が変わると思う。

【結論】

総合的に判断して、吉舎町敷地地区簡易水道拡張事業については、新規事業として妥当である。

総合的に判断して、簡易水道再編推進事業については、新規事業として妥当である。

(終了15:13)

3・4 特定環境保全公共下水道事業（吉舎処理区）及び公共下水道（三良坂処理区）

Q 水路に「覆い蓋」を設けることがどうして便益になるのか。

A 便益の算定において、便所の水洗化は単独浄化槽の設置費用により算定している。単独浄化槽とは、
し尿のみを処理するものであり、生活排水を処理しないが、下水道はし尿及び生活排水のいずれも処理
するものである。生活排水を水路に流せば臭い等が問題となる。蓋をすることで臭いを防ぐことにな
るとして覆い蓋の費用を計上している。覆い蓋をすることにより下水道と同様に汚水を水路に流せるよ
うになるという考え方である。下水道事業を進めることによって今後は、覆蓋工事をしなくてもよいとい
うことにもなる。この算定方法は、費用対効果分析手法検討委員会のマニュアルや昨年度の広島県内の
事例2件を参考にしている。

Q 単独浄化槽の耐用年数は26年。26年後あるいは52年後には同じだけの更新価格がいるはずなの
に、なぜ26年後の浄化槽更新時には更新金額が少なくてすむのか。

A 現在価値比較法をとっているため。現在の価格から割引率として年4%ずつ価格を割り引いて、26
年後あるいは52年後に地域の方が単独浄化槽を更新される場合の費用を見積もっている。

Q 割引率4%はインフレ率のようなもの。今は100万円で作れる浄化槽でも、将来は100万円では
作れないということ。にもかかわらず、基準年から後年度については、単独浄化槽の更新費用が減少し
ており、将来的な価格が0に近づいているが、こういうことはありえない。割引率4%は決まっている
数値なのか。また、管路や処理場の耐用年数がくると更新費用が一時期に集中してくる。費用対効果計
算はマニュアルに基づいたソフトを使っているのか。

A そう。この計算方法は「下水道における費用効果分析マニュアル」に基づき、ソフトを使用して算出
している。

Q 割引率4%は、現在の実情から判断すれば適当かどうかの疑問は生じる。

A 実情はそうであるかもしれないが、今のところ割引率は4%とマニュアルで定められている。

Q 地域の方が本当に喜ばれる事業か。この委員会で10年に1度しか評価しないというのではなく、地元とのコミュニケーションを随時行っていくなど、地元要望に基づいて事業を進めてほしい。下水道がくれば住民としては嬉しいが個人負担や市の財政的なことも考慮する必要がある。

A 説明会等は随時行っていく。また、まちづくり計画に基づいて事業を進めていく。事業は費用対効果も考えなくてはならないので、随時見直していくことも考えている。

【結論】

総合的に判断して、特定環境保全公共下水道（吉舎処理区）については、新規継続が妥当である。

総合的に判断して、公共下水道（三良坂処理区）については、事業継続が妥当である。

（終了16：35）